

基準緩和自動車認定に関する要望（令和3年12月22日）及び結果

令和4年2月22日時点

要望事項	結果（改正案：令和4年4月1日施行）									
<p>[要望1]</p> <p>○基準緩和の有効期間は2年（Gマーク事業所は初回3年、次回以降4年）であるが、重大事故等を起こしていない場合は無期限として欲しい。</p>	<p>●安全性優良事業所認定（Gマーク）を受けた事業所が申請する継続緩和について、期限を無期限化*。</p> <p>※安全性優良事業所認定の返納や取り消しとなった場合、遅滞なく新規緩和の申請が必要</p> <p>●その他の継続緩和の期限を現行の2年から4年に延長。</p> <p style="text-align: center;">＜基準緩和の期限の改正＞</p> <table border="1" data-bbox="1061 496 1930 799"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要件*を満足する自動車</td> <td>新規：2年 初回の継続：3年 2回目以降：4年</td> <td>新規：2年 継続：無期限</td> </tr> <tr> <td>その他の自動車</td> <td>新規：2年 継続：2年</td> <td>新規：2年 継続：4年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※要件 Gマーク認定事業所が継続緩和を申請する自動車で、前回の基準緩和認定日から継続緩和申請日までの間に重大事故や基準緩和自動車の行政処分等がない場合。</p>		現行	改正案	要件*を満足する自動車	新規：2年 初回の継続：3年 2回目以降：4年	新規：2年 継続：無期限	その他の自動車	新規：2年 継続：2年	新規：2年 継続：4年
	現行	改正案								
要件*を満足する自動車	新規：2年 初回の継続：3年 2回目以降：4年	新規：2年 継続：無期限								
その他の自動車	新規：2年 継続：2年	新規：2年 継続：4年								
<p>[要望2]</p> <p>○基準緩和認定申請書の添付書類の簡素化による負担の軽減を図ること。また、添付書類のうち、「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」については、真に必要なものに限定すること。</p>	<p>●各種様式を見直し、集約化・簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誓約書、宣誓書を申請書に集約 ・添付書面の削減 遵守事項の誓約書、使用者の事業内容、会社組織図、保有車両一覧表、安全性優良事業所認定証の写しを廃止。 ・「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」については原則不要。 →真に必要な書面のみを求めるよう各運輸局に周知徹底（昨年未対応済み）。 									
<p>[要望3]</p> <p>○標準処理期間（1か月）を短縮する等認定手続きの短期化を図ること。</p>	<p>●変更申請を届出制に変更し即日対応とする</p> <p>変更申請のうち軽微なもの（名称や使用の本拠の位置の変更等）について、届出制とすることで審査期間の大幅な短縮により、申請者の利便性向上を図る。</p> <p>・その他の手続きについては、[要望1]の効果により、申請件数が減少していく状況を勘案して、2～3週間程度短縮することを検討する。</p>									